

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで
当時、理容師として勤務していた理容所を何度か変えた時期であるが、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳の時、自ら国民年金の加入手続をして保険料を納付している上、申立期間を除き未納は無く、60歳に到達するまで付加保険料を納付するなど、国民年金制度に対する意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の記憶は鮮明であり、勤務先の理容所が変わった時に一時保険料を納付できなかった後に、一括納付したとする申立期間の時期が、特例納付期間と一致する上、その時に納付した保険料額についても当時の金額と合致していることから、申立人の主張に齟齬は無い。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和44年4月から同年9月までは特例納付により、同年10月から45年3月までは過年度納付により納付していることが社会保険庁の記録(マイクロフィルム)から確認でき、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年1月から50年6月まで
②昭和52年4月から同年6月まで
③昭和55年4月から58年3月まで

昭和44年5月に離婚した際、将来に備えるために国民年金の加入手続を行った。昭和45年度までの国民年金保険料は、区役所又は最寄りの金融機関で納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらったと記憶している。46年度以降の保険料は区役所又は最寄りの金融機関から納付書で納付したと記憶しているため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①当時の国民年金保険料の納付方法について、意見聴取の過程で主張が変遷するなど、記憶が曖昧である。

また、申立人が提出した過年度納付書を見ると、申立期間①直後の昭和50年7月から51年9月までの期間の国民年金保険料は52年12月28日に過年度納付され、申立期間③直後の58年4月から60年3月までの期間の保険料は60年7月31日に過年度納付されていることから、過年度納付を行った時点で申立期間①及び③は既に時効であり、納付できなかったと考えられる。

さらに、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

2 申立期間②について、申立人が記憶する国民年金保険料の納付方法及び納付場所は、当時の状況と一致している。

また、申立人が提出した国民年金領収証書を見ると、申立人は申立期間②前後の国民年金保険料を現年度納付していることから、当時、保険料の納付に特段の遅れは無かったと推認でき、当該期間の保険料のみ納付しなかったとする合理的理由も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年10月から36年2月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月29日から36年3月22日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A事業所に入社して1か月程度勤務した後、親会社のB事業所に出向してそのまま転籍した。一部期間の給料明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、事業主の回答及び同僚の証言などから判断すると、申立人がA事業所に入社し、その後B事業所に昭和35年10月21日から出向社員として勤務し、申立期間のうち、昭和35年10月から36年2月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和35年10月から36年2月までの標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和35年8月29日から同年10月20日までについて、同僚に聴取したが、申立人がA事業所に入社した明確な時期は確認できず、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、給料明細書も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成3年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

辞令や会社に残っている賃金台帳の資料と入社日が異なっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答並びに人事調査表及び申立人の社員証の記録などから判断すると、申立人は、申立てに係るA事業所に平成3年2月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「事務処理の誤りにより、申立人の申立てどおりの届出を行っていない。」としていることから、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を平成3年3月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月22日から同年12月1日まで

A社B支店に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

A社に継続して勤務しているものであって、同一企業内の転勤であり、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、在籍証明書、雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びA社の保険料納付に係る回答などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和48年12月1日にA社B支店からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所で保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「昭和48年12月1日」とすべきところ、「昭和48年11月22日」として誤って届出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てに係る昭和48年11

月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から47年3月まで
昭和46年5月ごろ、父親が私の将来のために国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間の国民年金保険料は父親から送られてきた保険料と納付書により毎月郵便局で納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を申立人に託したとされる父親は既に他界しており、状況は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月郵便局で納めていたと述べているが、申立期間当時、郵便局は市の指定金融機関ではなく、郵便局で現年度保険料を納付することはできなかつたと推測される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月ごろに払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続きを行い、申立人が満20歳に到達した46年5月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと推測され、47年5月時点で申立期間は過年度となるが、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、特例納付を行った等の事情も見受けられない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から53年9月まで

私は、昭和61年ごろ、近所の市民サービスセンターにおいて、国民年金保険料の未納を指摘されて、まとめて国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日及び申立人の所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」は昭和53年10月5日となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないため、申立人は、このころ加入したと考えられる。

また、申立期間において申立人は、被用者年金各法の被保険者(厚生年金保険)の配偶者であるため、任意加入対象者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入すること、及び保険料を納付することはできなかつたと考えられ、昭和53年10月から国民年金保険料を納付し始めたとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和61年ごろに国民年金被保険者種別変更(第3号被保険者該当)届出時において、「未納があることを知りまとめて国民年金保険料を納付した。」と述べているが、申立期間については時効のため納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から56年6月まで
申立期間当時、役場から免除申請書が郵送されてきたので、免除理由を記入して提出していた。申立期間以降、5年間は免除申請していたと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外にも長期にわたる未納期間がある。

また、申立期間に係る免除申請を行ったとされる申立人の妻は、昭和55年度から5年間毎年免除申請し、免除の決定通知書を受け取っていたと述べるものの、免除申請手続について明確な記憶は無いなど、状況は不明である。

さらに、申立人及びその妻の昭和52年1月から平成14年3月までの納付状況は一致しており、申立期間当時、夫婦同時に保険料の納付、免除申請等を行っていたと推認され、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 16 日から 36 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所からB事業所へ出向し、申立期間においては、給与がB事業所から支払われ、勤務していたことは確かなので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録及び申立人を記憶する複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、B事業所に照会しても、関連資料はないとしており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況については確認できなかった。

さらに、申立てに係るB事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番(昭和30年8月5日取得)から申立人が同事業所で資格を取得した同番号32番(昭和36年10月1日取得)までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年ごろから 33 年ごろまで
社会保険事務所に調査を依頼したところ、A事業所に勤務していた当時の年金記録が無いとの回答であった。
上記の期間にA事業所に勤務し、日給月給制で給与の支給を受けていたのは確かであり、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 239 番（昭和 30 年 9 月 1 日取得）から同番号 352 番（昭和 36 年 9 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、申立期間当時、A事業所で勤務していた複数の元被保険者に申立期間当時の厚生年金保険の適用について照会したところ、申立期間当時における本社採用の従業員は月給制であり、健康保険及び厚生年金保険を適用していたが、現地採用の現場作業員は日給月給制であり、日雇健康保険を適用していた旨の証言を得た。

加えて、A事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したものの、申立期間当時の資料は保管されておらず不明であるとの回答を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から31年1月13日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年4月12日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年4月12日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和49年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 20 日から 54 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、勤務期間に対して厚生年金保険の加入期間が短いことが分かった。昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 10 月 31 日まで勤務して、厚生年金保険をかけていたことを記憶しているので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、健康保険番号 1 番（昭和 53 年 4 月 1 日取得）から同事業所における最後の同番号である 14 番（昭和 55 年 4 月 1 日取得）までの被保険者を確認したところ、申立人は同番号 11 番として昭和 53 年 4 月 1 日に資格を取得し、53 年 6 月 20 日に資格を喪失した記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

さらに、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した後、昭和 53 年 9 月に健康保険被保険者証を返納したことが健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる。

加えて、申立てに係る A 事業所は、既に全喪しており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月から36年8月まで

社会保険事務所に調査を依頼したところ、A事業所に勤務していた当時の年金記録が無いとの回答であった。上記の期間にA事業所に勤務していたのは確かであり、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A事業所は既に全喪しており、全喪後に事業を引き継いだB事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したものの、事業を引き継ぐ以前に退職した従業員の資料は保管されておらず不明であるとの回答を得た。

さらに、申立期間当時にA事業所で経理等を担当していた元従業員3人に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、申立人は外務職員として採用され、外務職員は一定期間に一定以上の成績を修めないと厚生年金保険の被保険者としていなかった旨の証言を得た。

なお、申立人と同姓同名で同一の生年月日の被保険者記録（昭和36年3月1日取得、50年3月1日喪失）については、当該記録は一連の被保険者記録であること、申立人が昭和36年9月以降は別の事業所で勤務していたとして、社会保険庁の管理する申立人の被保険者記録でも同年9月から別の事業所での被保険者記録が確認できることなどから、申立人の記録であるとまでは言えない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。